

令和5年度 ドイツにおける観光プロモーション業務委託 仕様書（案）

本仕様書は、長野県知事 阿部 守一（以下「委託者」という。）が行う、ドイツにおける観光プロモーション業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

令和5年度 ドイツにおける観光プロモーション業務

2 目的

本県ではインバウンド誘致による県内観光消費額の拡大を図るため、本県の強みである自然や歴史文化を活かしたアウトドアアクティビティ等を好み、これらの活動に対して積極的な消費活動を行う高付加価値旅行市場の開拓に今年度から着手することとし、欧米豪市場に対するプロモーションを強化することとした。この取組の一環として、一般社団法人 長野県観光機構が今年度から新たに観光レップを設置するドイツにおいて観光・食をテーマとしたレセプションを開催することにより、観光地や食における長野県の認知拡大及びインバウンドの誘致を図る。

3 履行期間

契約日から令和5年12月28日まで

4 前提条件

本事業の実施に当たっては、一般社団法人長野県観光機構が配置するドイツ観光レップ（以下、「レップ」という。）と緊密に連携すること。

5 委託業務内容

(1) レセプションに招へいする対象者のリストアップ及び招へい

自然や歴史文化を活かしたアウトドアアクティビティに関心を持つ旅行者を顧客に持ち、訪日旅行を取扱うドイツ国内の旅行会社や観光関係事業者を15事業者程度及び長野県産品に関心を持つバイヤーを5事業者程度、メディアを5事業者程度リストアップし、(3)に定める対象人数を招へいすること。

(2) 参加する事業者及び自治体支援

参加者が商談会で使用する資料及びポスター等の輸送を手配すること。

（費用は参加者負担とする）

(3) レセプションの開催・運営

【実施要件】

実施時期 令和5年11月2日（木）18時から20時（予定）

実施場所 在フランクフルト日本国総領事公邸（予定）

定員 35名※（予定）

※ 内訳の想定は次のとおり

現地旅行会社及び観光関係者 14名程度（同一事業者からは2名まで）、

バイヤー 4名程度（同一事業者からは1名まで）、

メディア関係者 5名程度（同一事業者からは1名まで）、

政府関係者等（総領事及び日本政府観光局フランクフルト事務所等）4名程度

長野県訪問団8名程度（委託者で手配）

内 容 第1部：長野県に関するプレゼンテーション（セミナー※）

※ プレゼンを実施する者については委託者で手配

第2部：長野県の観光と食のPR（立食スタイルによる交流会）

・県産品を取り入れた料理を人数分提供

- ・県産品を含むドリンクを人数分提供
- ・シェフから料理の説明
- ・ブース設置による観光及び日本酒のPR※
- ※ 各ブースで説明する者については委託者で手配

会場設営及び運営

- ・レセプションの運営に必要な人員※手配
 - ※司会（言語は英語又はドイツ語とする）、通訳、シェフ、ホールスタッフなど。なお、シェフについては、県産品を活かした食事を提供できる人材であることが望ましい。
 - なお、総領事館の協力を得て、総領事館公邸のバトラー1名が本事業の補助に入る想定であることからホールスタッフを手配する際には考慮すること。
- ・会場設営及び運営全般
- ・プレゼン実施に係る支援全般（資料投影、設営、機器操作等）
- ・参加者からアンケート取得（紙媒体以外が望ましい）
- ・レセプション実施状況の写真撮影
- ・セミナー資料等の配布 等

- そ の 他
- ・長野県全体のPRにつなげるため、県産品を使用した飲食の提供や本県の伝統工芸品等を会場装飾等に活用する等、観光に親和性の高い食と伝統工芸を組み合わせた一体的なPRも実施すること。
 - ・観光及び日本酒のPRを行うPRエリアを会場内に設営すること。
 - ・招へい者に対するアンケート作成及び実施も本業務に含むこと。

- 留意事項
- ・総領事館の協力を得て、バトラーの協力の他、会場内の厨房及び食器・グラス、テーブル・椅子やプロジェクターの備品についても無償で利用することが可能であるため、これらの備品の持ち込みは不要であること。
 - ・本事業の実施に係る費用一式については、本事業費から支出すること。

※ 上記の内容に限らず、長野県全体のPRに資する内容とすること。

(4) フォローアップ

- レセプション翌日を目途に参加者へフォローアップメールを送ること。
- メールには、委託者の指示する資料を添付するとともに、必要な情報を掲載すること。

6 成果品

以下の内容を含む事業実施報告書（A4判・任意様式）を紙媒体1部、電子データ（PDF形式及びMS Wordファイル形式）で、観光部観光誘客課国際観光推進室へ提出すること。

(1) 観光プロモーション

- ・事業の概要
- ・レセプション参加事業者リスト及び連絡先（メールアドレス）
- ・セミナー等の様子（写真画像を含む）
- ・アンケート結果

(2) その他

- ・その他監督職員が指示したもの

7 その他留意事項

(1) 著作権の取扱い

ア 本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途（例：広報物、PR施策での活用等）で使用する場合も無償で使用できるようにすること。

イ 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

(2) 個人情報の取扱い

当事業において収集及び取り扱う個人情報は「長野県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

(3) その他

ア 業務の実施にあたっては、委託者と協議の上詳細を決定し、進捗状況をメールにて随時、また、概ね毎週の頻度で実施するオンライン打ち合わせにて委託者に報告すること。なお、契約後速やかにスケジュール等を明らかにした事業計画書を作成し、委託者の承認を得ること。

イ 本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。

ウ 業務の実施にあたっては、仕様書の記載内容に限らず、より良い施策がある場合には提案すること。

8 監督職員

長野県観光部観光誘客課国際観光推進室 （担当）辰野